

日本デンマーク100年ロゴマーク等使用ガイドライン

令和6年3月1日

安城市

第1 目的

安城市は、先人たちのたゆまぬ努力により、当時世界的な農業先進国であったデンマークになぞらえ「日本デンマーク」と呼ばれるまでになり、この度日本デンマークと呼ばれて100年を迎えました。これを記念し、豊かな安城を築いた先人たちの歩みを讃えることで、シビックプライドの醸成を図るとともに、この顕彰を通じて、地域づくりの基本と未来の展望を探るヒントを見出し、本市の更なる成長と発展につなげることを表現するものとしてロゴマークを作成しました。このガイドラインでは、冠とロゴマークの使用に関するルールを定めるものです。

第2 定義

- 1 このガイドラインにおいて「冠」とは「日本デンマーク100年記念事業」又はこれに類する用語のことをいいます。
- 2 このガイドラインにおいて「ロゴマーク」とは、別図の日本デンマーク100年記念ロゴマークを指します。

第3 冠及びロゴマークの使用

- 1 冠及びロゴマークは、第4の禁止事項に該当せず、かつ、日本デンマーク100年記念冠等使用届出書(様式第1)を提出した場合に限り使用することができます。ただし、報道機関が報道目的で冠又はロゴマークを使用する場合は、使用届出書の提出は不要です。
- 2 冠及びロゴマークの使用料は無料です。
- 3 このガイドラインに基づく手続に係る費用その他使用者の冠又はロゴマークの使用に係る一切の費用は使用者の負担とします。
- 4 冠又はロゴマークの使用に関し、事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任で対応するものとします。
- 5 ロゴマークは原則改変して使用することができません。ただし、別に定めるところ

ろにより市長と協議し、市長が許諾した場合は、改変して使用することができます。

第4 禁止事項

- 1 次に該当する場合は、ロゴマークを使用することができません。
 - (1) 政治、宗教、思想等の活動に使用するもの
 - (2) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請を目的として使用するもの
 - (3) 自己の商標若しくは意匠に使用するほか個人又は団体のマークとして独占的に使用するもの
 - (4) 日本デンマーク100年のイメージを損なうおそれのあるもの
 - (5) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの
 - (6) その他目的に照らし適当でないと認められるもの

第5 変更や中止について

- 1 使用者は、届出の内容を変更し又は中止する場合は、速やかに日本デンマーク100年記念冠等使用変更中止届出書（様式第2）を提出してください。
- 2 市長は、冠又はロゴマークの使用がこのガイドラインを遵守していないことが判明した場合、使用者に冠又はロゴマークの使用の中止を指示します。この場合、使用者は、直ちに冠又はロゴマークの使用を中止しなければいけません。

第6 使用期間

冠及びロゴマークは令和8年3月31日まで使用できます。

第7 その他

冠とロゴマークの使用に関しこのガイドラインに定めのない事項は、市長が別に定めることができます。